

議第4号

高山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例  
について

高山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を次  
のように制定するものとする。

令和2年2月25日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

会計年度任用職員制度の導入に伴い改正しようとする。

高山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例  
高山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年高山市条例第  
36号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 この条例で「補償基礎額」とは、次の各号に定める者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 この条例で、「補償基礎額」とは、次の各号に定める者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が市長と協議して定める額</u></p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の高山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の規定は、この条例の施行の日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。